日 調 連 発 第 7 号
平 成 ２ ６ 年 ４ 月 ４ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

国土調査法第 19 条第 5 項指定申請手続に係るマニュアルの作成と
連合会ホームページ上での公開について（ご案内）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、客月18日付け日調連発第347号をもって依頼しましたところの「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進」につきましては、当連合会としても、土地家屋調査士が保有する筆界情報を眠らせることなく、日常業務の成果を活用した地図作りに参画することが国民の権利を守る不動産登記制度に貢献するものであると考え、その具体的推進方策について、関係機関との連携を図りながら検討を進めてまいりました。

また、国土交通省が同地籍整備を促進するための補助金制度を平成 25 年度から拡充して、国が民間事業者に直接補助金を交付することが可能となったことに伴い、当連合会としては、これを土地家屋調査士による地図作りの体制構築に大きく関わる好機であると捉え、土地家屋調査士を対象とした要領として、国土調査法第19条第5項指定申請を行うためのマニュアルを作成することとし、この度、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議の上、別添のとおり取りまとめましたので送付します。

また、同マニュアルを広く会員に活用いただきたいと考え、当連合会ホームページ「会員の広場」内「連合会からの伝達関係」、「社会事業部」のページに掲載しますので、貴会会員へ周知いただき、国土調査法第19条第5項指定を活用した地図作りへの積極的な参画を推進していただきますようお願いします。

なお。今後の予定として、申請様式の記載例やＱ＆Ａ集等の追加掲載も考えております。

土地家屋調査士のための

国土調査法第１９条第５項
指定申請手続マニュアル

日本土地家屋調査士会連合会
地図対策室

目次

１．国土調査法第１９条第５項とは　　３～１０

２．　１９条５項指定申請手続き　　１１～１４

　　１）申請から指定までの流れ　　１２

　　２）申請書の作成　　１３～１４

３．地籍整備推進調査費補助金制度　１５～４０

　　１）補助金制度のあらまし　　１６

　　２）手続の流れ　　１７～１８

　　３）応募申請手続き　　１９～２７

　　４）交付申請手続き　　２８～３２

　　５）調査測量手続き　　３３～３７

　　５）請求手続き　　３８～３９

１．国土調査法第１９条第５項とは

国土調査とは？

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の実態を科学的かつ総合的に調査をすること。

（国土調査法　第1条）

地籍調査とは？

国土調査のうち、各筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること。

（国土調査法第２条第５項）

地籍調査がされると・・・

国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事が、地籍調査を認証（完了）した場合、，当該調査に係る土地の登記の事務をつかさどる登記所に成果の写しを送付しなければならない。

（国土調査法第２０条第１項）

登記所に成果が送付されると

地籍図は、地図として備え付けるものとする。

ただし、地図として備え付けることを不適当とする特別の事情がある場合はこの限りではない。

（不動産登記規則第１０条第５項）

１４条地図の備え付け

登記所に備え付けられている地図のうち、
約５４％が不動産登記法第14条第1項地図であり
うち、地籍整備成果が　約５０％
土地改良、土地区画整理事業　約　３％
登記所備付地図作成作業　約　１％

となっており、土地家屋調査士が関与して作成された地図は、ごくわずかとなっている。

本来、地図を作成するのは、筆界のプロである土地家屋調査士の役目である！

分筆登記の事件数

平成２４年

分筆登記事件数　　４１８,３９５件

筆数　１,２１０,６０５件

（法務省HPより）

ほとんどは、土地家屋調査士が関与。

これらの測量の成果を

無駄にしてはいけない！

１９条５項とは？

　国土調査以外の測量及び調査によって作成された地図及び簿冊について、国土交通省が国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

（国土調査法第１９条第５項）

２．１９条5項指定申請手続

1）19条5項の申請から指定までの流れ

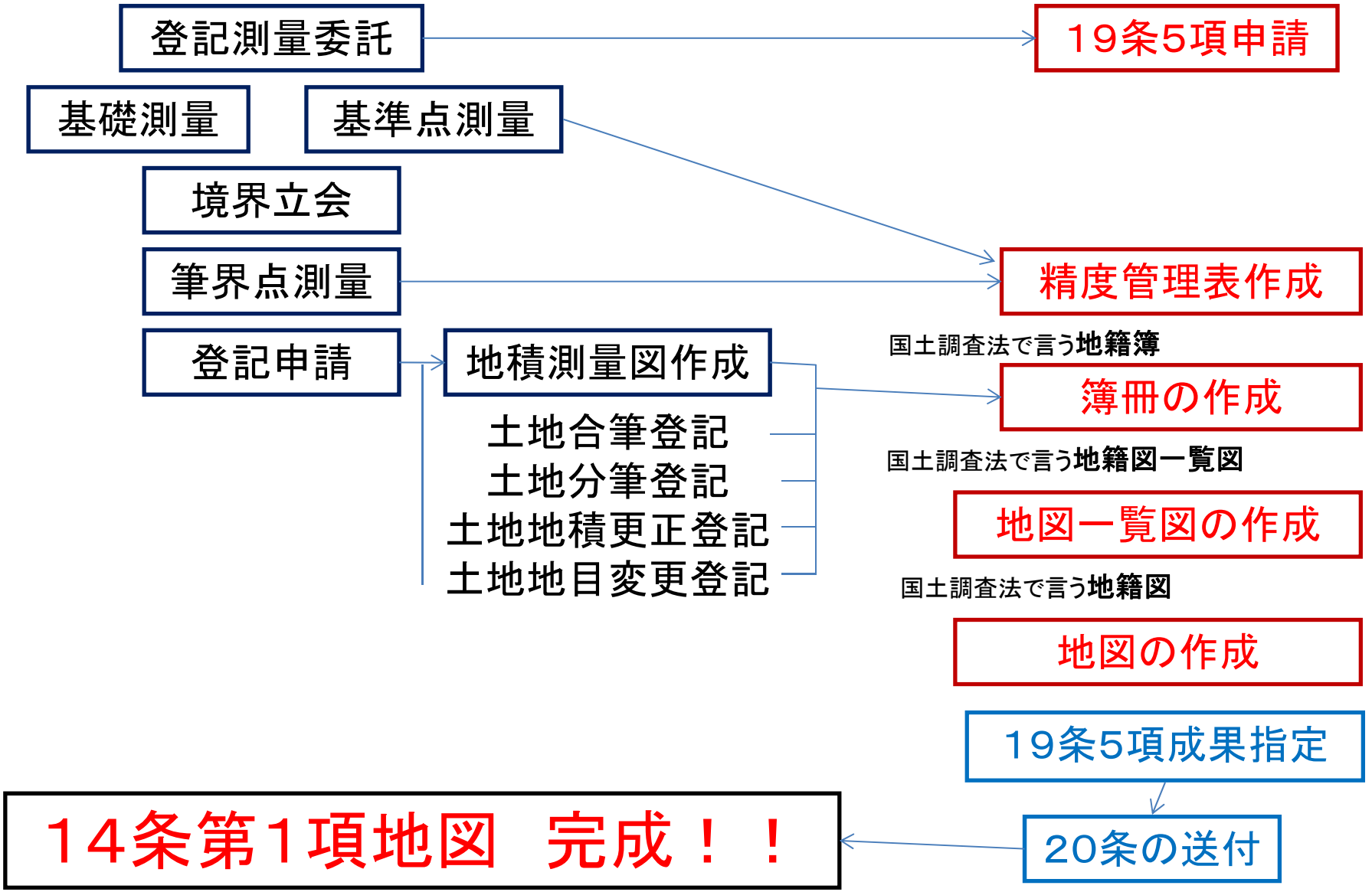

2）19条5項指定申請書の作成（1/2）

当該事業が完了後、19条5項指定申請書を作成します

19条5項の申請に必要な、申請書の様式や記載例は、
「国土交通省地籍調査Webサイト」を参照してください。
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

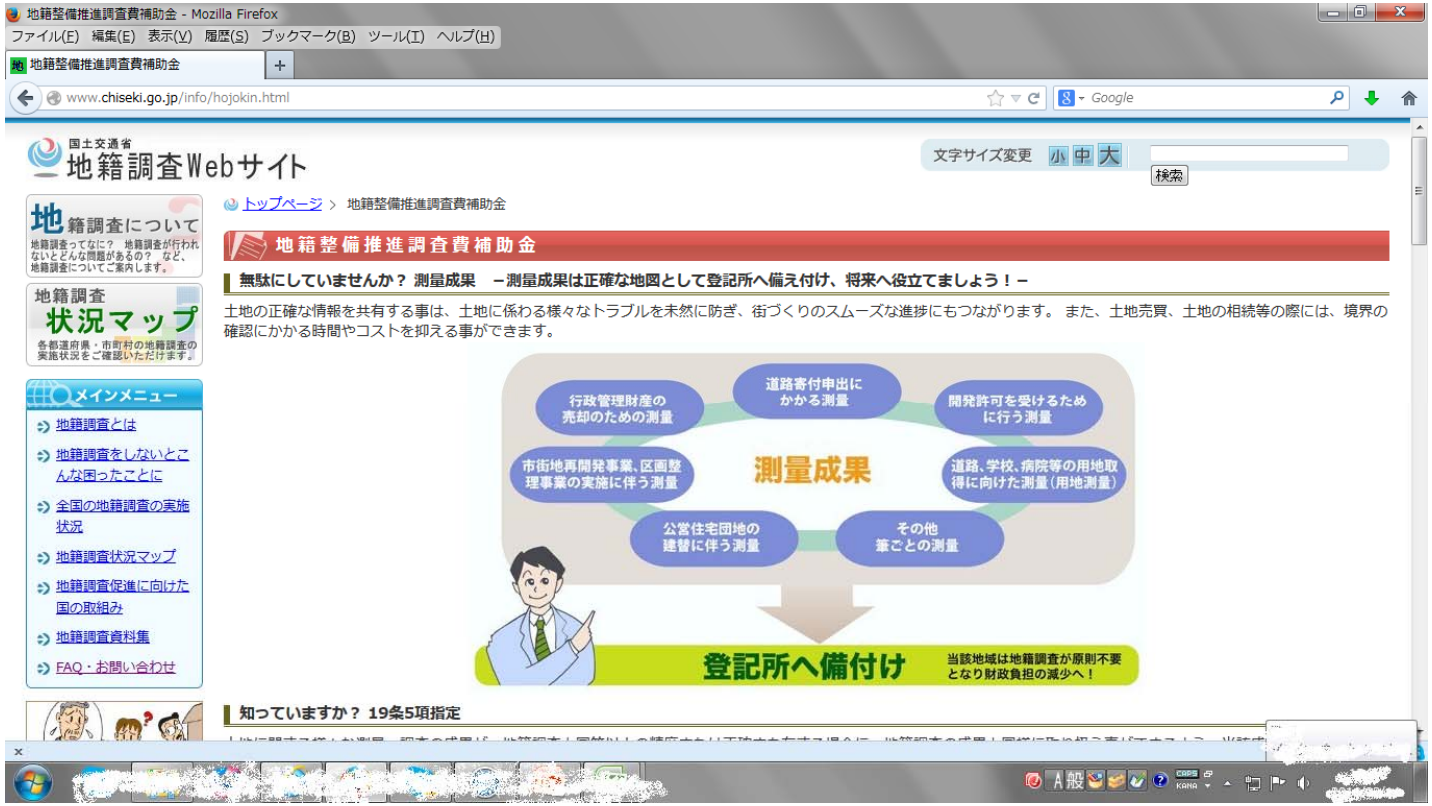

19条5項指定申請書の作成（2/2）

申請に必要な書類

1. 申請書
2. 総括表
3. 申請地域の位置図
4. 基準点測量に関する提出物
   - 基準点精度管理表
   - 基準点網図
5. 一筆地測量に関する提出物
   - 一筆地測量精度管理表
   - 地積測定精度管理表
   - 面積計算書
6. 地図及び簿冊
   - 地図
   - 地図一覧図
   - 調査票（登記完了書等の写し）
7. 登記所に送付する地図の電子データ（いずれか）
   - 地図XML形式の電子データ
   - 地籍フォーマット2000形式の電子データ
   - SIM形式の電子データ

３．地籍整備推進調査費補助金制度について

地方公共団体や民間事業者等が積極的に19条5項指定を申請できるように、平成22年度より地籍整備推進調査費補助金が創設されました。

１）地籍調査推進調査補助金制度のあらまし

●事業主体　地方公共団体・民間事業者等
●地域要件　人口集中地区、又は、都市計画区域
（不動産登記法第１４条第１項地図が
備え付けられている地区は除く）
●補助率　・地方公共団体１／２以内（直接交付）
・民間事業者など１／３以内（間接交付）
ただし、地方公共団体の補助する
額の１／２が限度（地方公共団体が補助制度
を設けていることが必要）
・民間事業者など１／３以内（直接交付）
●面積要件　５００㎡以上
●補助項目　地籍情報の整備に必要な以下の費用
調査計画書作成　既存資料等収集・整理
現況調査　境界確認　予備調査　成果作成

2）手続きの主な流れ（1/2）

登記・測量依頼

応募申請手続
- 地方公共団体打合・登記所打合
- 応募申請書作成と提出
- 補助金対象事業・審査・選定
- 国の選定通知書受領

交付申請手続
- 調査実施計画書・交付申請書の作成
- 調査実施計画書・交付申請書の提出
- 国の交付決定通知書受領

見積提示
調査測量業務委託契約

手続きの主な流れ（2/2）

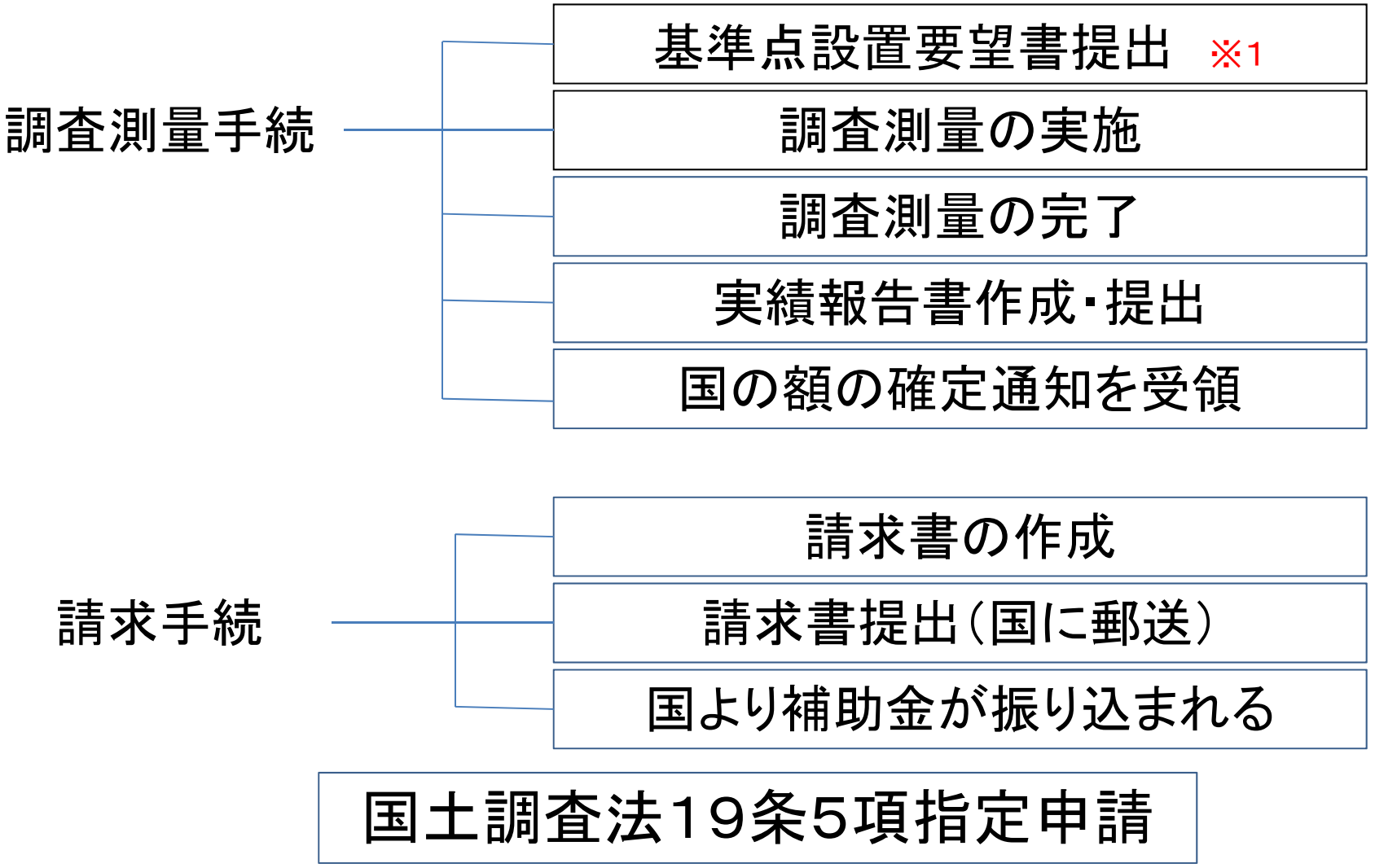

※1　要望については事前に国交省に相談すること

３）応募申請手続について

応募申請手続とは

補助金の交付を希望する場合には、事業の着手前に応募申請書を提出する必要があります。

応募申請書のほか書類の様式は「国土交通省地籍調査Webサイト」から取得できます
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

応募申請手続：事前に前に確認すること（1/2）

応募申請をする前に以下について地方公共団体・登記所へ事前相談し、相談結果を応募申請書に記載する必要があります。

１．地方公共団体の了解を得ていること

調査実施地区を管轄する地方公共団体（市区町村）と調整し、補助金の申請をする事に対し了解が得られている事が必要となります。

２．登記所への情報提供がなされていること

不動産登記法第１４条第１項の地図として登記所に備え付けられるよう、国土調査法第１９条５項指定の申請を行い、国土調査法第２０条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所に事前に情報提供を行う必要があります。

応募申請手続：事前に前に確認すること（2/2）

その他、登記所の打ち合わせに関しては、実測図作成に関する情報提供、送付する地図の電子データについて予め協議が必要となります。登記所に送付する地図の電子データは、下記いずれかとなります。

なお、登記所に送付する地図の電子データの形式については、法務省から、**可能な限り地図XML形式の電子データ又は地籍フォーマット2000形式の電子データ**によって提供していただきたいと要望を受けております。

- 地図XML形式の電子データ
- 地籍フォーマット2000形式の電子データ
- SIMA形式の電子データ

応募申請手続：調査状況の記載例

地方公共団体との調整状況	担当者所属・役職・氏名	○○市　●●課　xx係長　▲▲　▲▲
	電話番号	●●－●●●●－●●●●
	調整状況	【記載例】 平成●●年●月●日　○○市と協議した結果、申請して差し支えないとの回答を得た。
登記所等への情報提供	担当者所属・役職・氏名	○○法務局登記部門　登記官　▲▲　▲▲
	電話番号	●●－●●●●－●●●●
	連絡・調整状況	【記載例】 平成●●年●月●日　○○法務局に対し，国土調査法第19条第5項指定の申請をし，同法第20条基づく成果の写しの送付がされる予定である旨連絡し，○○○○形式にて送付することについて了解した旨の回答を得た。

応募申請書（様式2）所定欄に記載する

応募申請手続：応募方法

・応募期間

予定では年数回応募期間を設けるようです。

（予算に応じ締め切る場合がありますのでご注意ください）

・応募方法

所定の様式により応募申請書を作成し、下記に郵送します。

また、様式１・２の書類は併せてメールで送信します

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課

地籍整備推進調査費補助金担当

TEL :03-5253-8111(内線30-525)　E-mail :G_LAW_KCH@mlit.go.jp

この情報は平成25年度の情報です。

詳しくは国土交通省地籍調査WEBサイトでご確認ください

応募申請手続：書類の作成提出

応募申請に必要となる書類は下記の通りです

①応募申請書

- 応募申請書
- 様式１：事業主体について
- 様式２：調査実施地区について
- 調査実施地区の位置図

②応募団体の会則

③応募団体の役員または構成の名簿

④応募団体の活動または事業の実績のわかる資料

選定にあたっては、財務諸表や要望が額の根拠となる積算書などを求める場合があります。

土地家屋調査士が申請人となる場合は②③の書面に代えて、土地家屋調査士登録証の写し又は会員証の写しの提出で足ります。

また、土地家屋調査士法人が申請人となる場合は、法人の登記事項証明書の提出となります。

応募申請手続：国の選定基準

国は補助金対象事業の選定にあたっては、下記の観点から審査を実施します。

形式的審査

・事業主体に関する審査
・調査実施地区の要件
・事業目的が適切である旨
・事業期間が適切である旨
・事業資金の調達が確実であること
・事業実施方法が適切であること

内容的審査

・事業主体の執行体制
（金銭管理・事務運営・工程管理等）
・地方公共団体の了解を得ていること
・登記所への情報提供がなされていること

応募申請手続：国の選定通知

応募申請書到着日から概ね2週間で国の審査を完了します。必要に応じて国からヒアリングを求められることもあります。

審査完了後、国の選定通知がメールなどにより通知されます。

審査の結果、選定ができない場合もあります。

４）交付申請手続

交付申請手続とは

応募申請書提出後、国より選定通知書を受領した場合には、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律第5条の規定に基づき、交付申請書を速やかに提出しなければなりません。

地籍整備推進調査費補助金交付申請書【様式1】は
「国土交通省地籍調査Webサイト」から取得できます
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）
（補助金等の交付の申請）
第5条　補助金等の交付の申請（契約の申込を含む。以下同じ。）をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する 経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。

交付申請手続：実施計画書の作成

実施計画書を作成します。

地籍整備推進調査実施計画書【様式】は
「国土交通省地籍調査Webサイト」から取得できます
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

1．調査実施地区の名称
2．調査実施地区の位置（所在地）及び区域
（縮尺1/10,000程度の地図に測量の基礎とする点を記載）
3．調査実施面積（全体）　単位：ha
4．調査実施主体、調査実施工程、
国土調査法第19条第5項指定申請等時期

交付申請手続：作成及び記入項目

１．調査の目的
２．交付申請額
　　（交付申請額及び調査に要する経費）
３．調査の内容及び経費の配分
　　・地籍整備推進調査費補助金交付申請総括表
　　・地籍整備推進調査費補助金箇所別総括表
　　（調査実施地区ごとに作成）
４．調査完了予定期日
５．地籍整備推進調査費補助金収支予算簿

交付申請手続：国の交付決定の通知を受領

交付申請書到着日から概ね２週間で国の審査を完了します。審査完了後、国の交付決定通知書が発行されますので受領します。

５）調査測量手続について

調査測量手続：調査測量業務

調査測量については、不動産登記規則第10条第3項の規定に基づいた作業を実施する事となります。

適用する法令等

- 不動産登記法
- その他関連法令及び通達
- 調査・測量実施要領
  （日調連及び各会の規程）
- 登記基準点測量作業規程
  （基本三角点等に基づく測量の成果による
  筆界点の座標値 ）

調査測量手続：19条5項指定申請書の作成（1/2）

業務完了後、19条5項指定申請書を作成します

19条5項の申請に必要な、申請書の様式や記載例は、
「国土交通省地籍調査Webサイト」を参照してください。
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

調査測量手続：19条5項指定申請書の作成（2/2）

申請に必要な書類

1. 申請書
2. 総括表
3. 申請地域の位置図
4. 基準点測量に関する提出物
   - 基準点精度管理表
   - 基準点網図
5. 一筆地測量に関する提出物
   - 一筆地測量精度管理表
   - 地積測定精度管理表
   - 面積計算書
6. 地図及び簿冊
   - 地図
   - 地図一覧図
   - 調査票（登記完了書等の写し）
7. 登記所に送付する地図の電子データ（いずれか）
   - 地図XML形式の電子データ
   - 地籍フォーマット2000形式の電子データ
   - SIM形式の電子データ

調査測量手続：実績報告書の作成

業務完了後、業務完了の日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、国に実績報告書を提出しなければなりません。

地籍整備推進調査費補助金実績報告書【様式8】は
「国土交通省地籍調査Webサイト」から取得できます
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

６）請求手続きについて

請求手続：請求書提出と補助金の振込

実績報告書と併せ、請求手続きをします。
請求書の様式については地籍整備推進調査費補助金要領【様式９】に基づき作成します。

地籍整備推進調査費補助金概算払（清算払）請求書【様式９】は
「国土交通省地籍調査Webサイト」から取得できます
http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

※本マニュアルについては、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課と協議の上、作成しております。（平成26年3月31日現在）